

邑楽町役場本庁舎広告付き玄関マット設置事業者募集要領

1 事業の概要

この要領は、庁舎利活用、庁内環境の美化、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として、民間企業等の広告を掲載した玄関マット（以下「マット」という。）を邑楽町役場本庁舎に設置する事業に関して、邑楽町有料広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

この事業は、広告が掲載されたマットを製作し、町が指定する玄関内の位置に設置し、クリーニング等の維持管理をしていただくことによって、邑楽町のまちづくりを応援していただける事業者（以下「事業者」という。）を募集いたします。マットリース業者が自社の広告を入れたものを設置することなどもできます。

2 設置場所等

(1) 設置場所

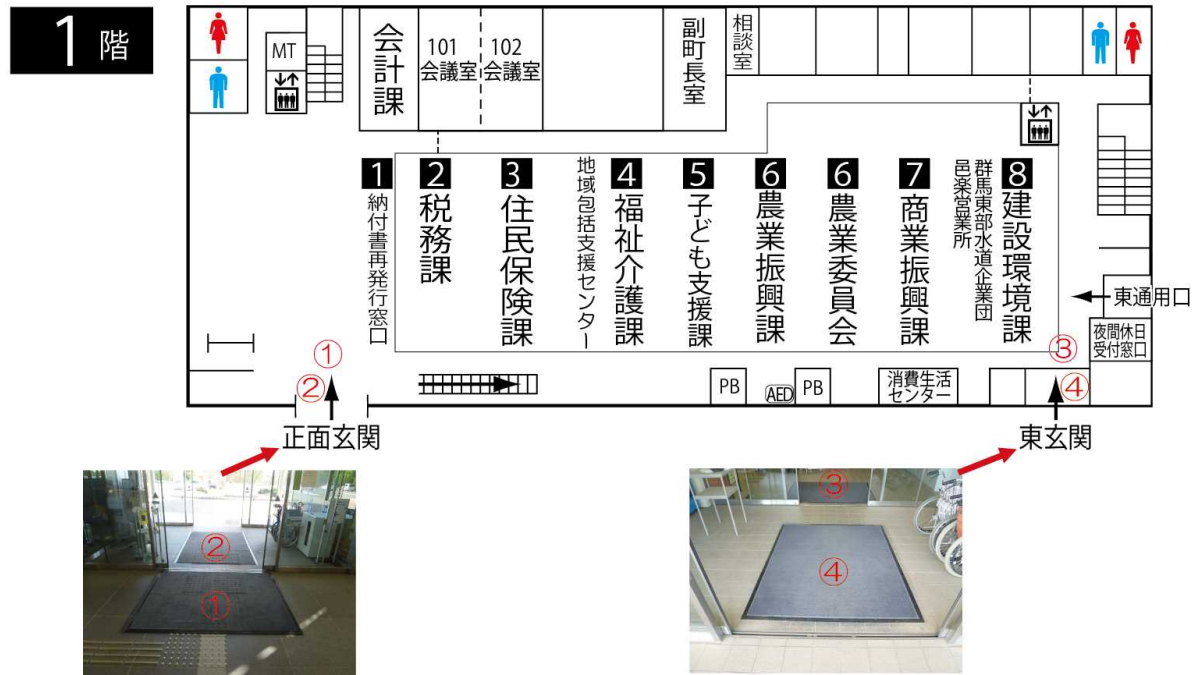
邑楽町役場 本庁舎（邑楽町大字中野 2 5 7 0 番地 1） 南側出入口 各 2 枚（建物内側）

グループ	番号	設置場所	寸法	数量	備考
A	①	本庁舎 1 階 正面玄関	1,500*1,800	1 枚	
B	②	本庁舎 1 階 正面玄関 風除室	1,500*2,400	1 枚	
A	③	本庁舎 1 階 東玄関	1,500*1,800	1 枚	
B	④	本庁舎 1 階 東玄関 風除室	1,500*1,800	1 枚	

※ グループ（A・B）ごとの募集となります。ただし、応募が少ない場合などでは、グループわけの変更やグループを設けずに①から④までを個別にすることなどもあります。

※ 設置場所により通行量が異なるため、広告主の公平性を考慮して、A・Bそれぞれのグループ内で、事業者がマットを順番に入れ替えることも可能とします（例、4月：①α社広告・③β社広告、5月：①β社広告・③α社広告）。

広告付きマット設置場所



(2) 本庁舎の概要

本庁舎は、地上3階建の建物で、住民保険課、福祉介護課、子ども支援課、税務課、会計課、農業振興課、商工振興課、建設環境課、学校教育課、生涯学習課、都市計画課、総務課、企画課、財政課、議会事務局が配置されており、町民をはじめ他の自治体、官民団体、町外の利用者等も訪れています。

ア 職員数

約170人

イ 来庁者数等

来庁者数は把握できていないため、自動ドアの年間の開閉数から推測しますと次のとおりとなります。

- ・ 正面玄関：約113,850回（年間およそ56,900人）
- ・ 東玄関：約48,976回（年間およそ24,400人）

3 マットの仕様等

(1) マットの材質

- ① 耐久性があり、靴底のクリーニング機能、防塵機能、吸水機能、滑り止め機能、防災（防災性能試験合格品又は同等品）機能を有するもの（機能については、あくまで標準的な程度を示し、特にその機能を強調して求めるものではありません。）
- ② マットパイル（マットの毛）長さ8mm程度（全面）
- ③ マット枠（下地・枠の黒ゴム部分）幅20mm程度

(2) マットのサイズ

2 (1)の表に記載したサイズとし、それぞれこの面積をカバーできるものであれば、若干のサイズアップも可能です。

※ マットの製作を行う前に必ず現地確認をしてください。

(3) マットの維持管理

- ① マットのクリーニング時における交換用を含めて、最低2枚製作してください。
- ② マットクリーニング時における交換周期は1月ごととします。
※ ただし、マットの汚れ等が激しい場合は、その都度交換することとします。
- ③ マットが破損等によりマットとして使用できないと判断された場合は、再度マットを製作していただきます。
- ④ マットに起因する転倒事故等の人的損害及び物的損害に対する賠償責任保険に加入していただきます。
- ⑤ マットの交換の際は、来庁者の通行に十分注意してください。
- ⑥ 風による飛散、通行時のつまずき等の防止のため、マットの隅を両面テープで固定する等、安全対策を講じてください。
- ⑦ 故障及び広告内容への問合せについては、事業者の責任において対応してください。
- ⑧ 契約終了時に不用となったマットは、他の施設等への使用を禁止します。また、処分する場合は関係法令を遵守することとします。
- ⑨ 交換作業ごとに町に実施報告書を提出してください。

(4) マットの色彩、デザイン等

- ① 広告スペースは、マット全体面積の5分の3以内とします。
- ② 広告スペース以外のデザインは、町のマスコットキャラクターと邑楽町の名称などの行政広告とします。また、広告内容・デザイン及び色調等が、本庁舎玄関の雰囲気と馴染むものとしてください。町に関する図柄、行政広告等の製作費も含め、マットの製作に係る費用はすべて事業者の負担です。
- ③ 広告内容の基準については、邑楽町有料広告掲載要綱、邑楽町有料広告掲載基準に基づいたものとします。

また、広告部分を含むマットのデザイン、内容については、両者協議で行い、最終的に決定します。

《マットイメージ図》



4 マットの設置期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（3年間）（始期及び終期は変更する場合があります。）

5 マット設置料等

(1) マット設置料（行政財産使用料）

マットを設置する前に、あらかじめ町にお支払いいただきます。令和6年度及び令和9年度は半年分となります。

※ 1㎡当たり（11,090円＋消費税）／年（3年間固定）

グループ	番号	設置場所	寸法	面積	年額
A	①	本庁舎1階 正面玄関	1,500*1,800	2.7㎡	32,930円
B	②	本庁舎1階 正面玄関 風除室	1,500*2,400	3.6㎡	43,920円
A	③	本庁舎1階 東玄関	1,500*1,800	2.7㎡	32,930円
B	④	本庁舎1階 東玄関 風除室	1,500*1,800	2.7㎡	32,930円
A	合計	①+③		5.4㎡	65,880円
B	合計	②+④		6.3㎡	76,860円

※ 通常の規格からサイズアップした場合はその設置したサイズにより算出します。

(2) その他の必要経費

マットのデザイン、製作、設置、維持管理、その他一切の経費については、事業者の負担とします。なお、広告掲載料は徴収しません。

(3) 納入方法

マット設置料は各年度、年額一括で、町が指定する期日までに納入してください。ただし、令和6年度及び令和9年度のマット設置料（行政財産使用料）は月割りで算出します。

6 応募方法等

(1) 応募ができる事業者の要件及び広告掲載基準

応募ができる事業者は、次の事項を満たし、この要領によるマットの設置を履行できる事業者とします。

ア 邑楽町の競争入札参加有資格登録業者（物品・役務等）で、マット製作、設置、維持管理まで、一連の業務が実施できる者。

イ この要領を含む邑楽町の広告関連規定を遵守すること。

ウ 本町の町税に滞納がなく邑楽町が町税納付状況調査を行うことに同意すること。

エ 邑楽町から指名停止等措置を受けていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※ 広告主の基準については邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準の規定によります。

(2) 応募期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月26日（金）まで（予定）
（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 応募方法

マットの設置を希望する事業者は、次の申込書類を下記11の申込先に直接持参又は郵送で申し込んでください。

ア 邑楽町広告付き玄関マット設置申込書（別記様式第1号）

イ 広告媒体の概要が分かる資料（仕様書、関係図面など）

ウ 業務内容を明らかにする書類（会社案内、パンフレット、営業実績一覧等）

エ 法人の場合、商業登記全部事項証明書（履歴事項）または登記簿謄本及び印鑑証明書の写し（個人の場合、住民票及び印鑑証明書の写し）

オ 誓約書

(4) マット設置事業者の決定

町は、申込書を受理した後、マット設置事業者を決定します。この場合において、応募資格に係る審査等を行った上で、邑楽町有料広告掲載要綱第8条の規定により、同一箇所に複数の応募があった場合は優先順位により決定し、同一の順位の事業者が複数の応募があったときは抽選により決定します。

(5) 応募結果の通知について

町は、マット設置事業者の決定後、応募した事業者に対し、応募の結果を通知します。

(6) マット設置事業者の決定後の手続き

ア マット設置に係る協定書（別記様式第2号）を締結します。

イ 事業者はマットに自ら広告を掲載するか、マットに広告を掲載する広告主を募集します。

ウ 事業者において広告主及び広告内容（広告図案）が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書（別記様式第3号）、広告掲載申込書（別

記様式第4号)を町に速やかに提出することとします。町は、広告関連規定に基づき審査し、広告主及び広告内容審査結果を通知することとします。

エ 事業者は、広告掲載の許可決定を受けたマットの製作を行います。

オ 広告掲載開始日にマットを指定の場所に設置します。

カ 事業者は、マットのクリーニングを1月毎の周期で行います。

7 協定書を締結する事業者の遵守事項

事業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準を遵守すること。これらに定めのない事項は、地方自治法、同施行令、邑楽町条例及び規則等の関係法令を遵守すること。
- (2) 町の承認を受けたデザイン以外のマットを納入しないこと。
- (3) 広告主に変更が生じるときは、あらかじめ町の承認を得ること。
- (4) 広告内容、デザイン若しくは仕様の変更又は修繕しようとするときは、あらかじめ町の承認を得ること。
- (5) マットについて、町から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (6) 広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、問題解決のために直ちに対応すること。
- (7) マットを設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (8) 設置したマット又は広告主等に問題が生じた場合は、速やかに当該マットを回収し、代替するマットを提供すること。

8 行政財産使用許可、使用許可の取消及び変更

- (1) マットの設置にあたっては、行政財産使用許可の手続きが必要となります。町が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は許可の条件に違反する行為があったと認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、マット設置事業者の決定の取消しをする場合があります。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きを申請しなかった場合

イ 事業者が設置条件や申込資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

9 原状回復

マット設置事業者は、許可期間が終了したとき又は使用許可が取消された場合は、

速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本町に請求することはできません。

10 その他

- (1) 町は、協定を締結する事業者による広告主の募集について、町のホームページ等を用いて周知します。
- (2) 広告主の応募の有無にかかわらずマットを設置し、定められた設置料を納入してください。

なお、広告主がない場合は、町と協議のうえ、広告等の入っていない無地のマットを設置されても構いません。

- (3) マットに掲載した広告が、使用中において広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は町において当該マットの使用を中止する場合があります。この場合において、改善に伴い生じる費用については、事業者の負担となります。

11 申込先及び問合せ先

担 当 邑楽町 財政課 施設管理係

電 話 0276-47-5019 (直通)

0276-88-5511 (代表) 内線240

Email finance@swan.town.ora.gunma.jp

住 所 〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1